

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(物品買入・借入〔比較見積・特定少額契約〕に関する契約事務及び支出事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

契約管財局、会計室を含む全所属（I R 推進局、大阪都市計画局を除く。）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 契約事務及び支出事務等が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 契約事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4
	イ 支出事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項5
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項及び過去に判明した不適切な事態が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項及び過去に判明した不適切な事態が改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせることで書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 適切な契約書により契約を締結するよう是正を求めたもの

【西区役所及び子ども青少年局に対して】

大阪市契約規則（昭和39年規則第18号。以下「契約規則」という。）第34条には、今回の監査の対象事務において契約書の作成を省略することができる場合について、次の内容が規定されている。

- ・ 随意契約において契約金額1,000,000円以下の物品の買入契約をするとき（第1項第1号）
- ・ 随意契約（不動産に係るものを除く。）による場合において契約管財局長^(注)が契約書を作成する必要がないと認めるとき（第1項第4号）

(注) 契約事務が局長又は区長に委任される場合は局長又は区長

- ・ 契約書の作成を省略したときは、落札者又は相手方が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって契約書に代用するものとする。（第2項）

また、契約管財局が作成した契約事務質疑応答集によると、契約書は、契約上の全ての条項を明らかにし、後日、契約上の紛争が生じた場合に、その合理的な解決に資する目的を持って作成されるものであり、契約締結後における本市と契約相手方の法律関係を明確に、かつ当該法律関係を確定的にしておくという趣旨のものであるため、作成の省略は必要最小限度にとどめるべきであると考えられるとされており、契約規則第 34 条第 1 項第 4 号に該当する契約の例として、電気通信の役務の提供、ガス及び水の供給を受ける場合などが示されている。

なお、契約管財局では、本市が過度なリスクを負うことのないよう、想定される類型的・典型的な契約について、標準契約書を制定しており、法的リスク審査や必要なリーガルチェックを経た上で、制定及び随時改正が行われている。

以上のことから、相手方の所有物を借り受けるという性質上、多様な法的リスクが想定される物品の借入契約においては、原則、契約書を使用することが求められる。

今回の監査で、西区役所及びこども青少年局の借入契約に関する書類を確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 西区役所の調査対象契約である「令和 6 年度西区役所宿直用寝具借入」において、物品借入契約書を使用せず、事業請負見積書をもって代用していた。
- ・ こども青少年局の調査対象契約である令和 6 年度の「大型コンロ 1 ほか 4 点(阿武山学園)借入」において、公募型比較見積の実施に当たり、物品借入契約書を使用することを公告していたものの、実際の契約締結は、物品供給見積書をもって代用していた。

これらは、物品の借入契約における契約書の重要性に関する認識が不十分であったことが原因である。

現状では、物品の借入契約について、契約書を使用しないことにより、契約上の紛争が生じた場合に適切に対処できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

西区役所及びこども青少年局は、契約書を作成することの趣旨を改めて認識した上で、物品の借入れでは契約書を使用して契約を締結するよう、関係職員に周知徹底し、運用されたい。

2 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の徴収について改善を求めたもの

【東住吉区役所に対して】

本市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、大阪市暴力団排除条例（平成23年条例第10号。以下「条例」という。）が制定されている。

また、契約管財局が制定した大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）には、次のとおり規定されている。

第12条 局長等は、公共工事等^(註)及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本市に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合
- (2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合

(注) 建設工事の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち本市が発注するものをいう。

なお、契約管財局が令和5年3月28日に発出した「大阪市暴力団排除条例第8条第2項に基づく誓約書の徴収について」によると、契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合は、本市からの申込みにより契約するもの（ガス、水道の供給契約、保険加入契約など）及び弁護士への法律相談に関する契約とされている。

今回の監査で、東住吉区役所の調査対象契約である令和6年度の「スキャナー一体型感熱方式拡大機買入」及び「第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における選挙事務従事者用寝具借入」の契約に関する書類を確認したところ、いずれも誓約書がなかった。

東住吉区役所によると、両契約相手方とも本市の入札参加資格を有しており、契約相手方として適切であることから誓約書が不要と認識していたため、誓約書の提出を求めていなかったとのことであった。しかし、いずれの契約についても、要綱第12条第1項第1号に定める契約相手方に該当せず、また、同項第2号に定める契約内容でもなかった。

これは、誓約書の徴収の必要性に関する認識が不十分であったことが原因である。

現状では、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止できないリスクがある。したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

東住吉区役所は、暴力団排除の関連規程及び誓約書の徴収に関する取扱いを関係職員に周知の上、誓約書が必要な場合に漏れなく提出を受けているか確認する仕組みを構築し、運用されたい。

3 仕様書について改善を求めたもの

【都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所に対して】

契約管財局が作成した比較見積ガイドラインでは、仕様書について、次の内容が記載されている。

- ・ 適正な価格競争を行い、契約の目的を確実に達成（履行）させるには、仕様要件を明確にしなければならない。
- ・ そのためには、仕様要件を「仕様書」として書面により明確に定め、「仕様書」を契約相手方に明示することが適正な見積と確実な契約の履行につながる。

今回の監査の調査対象契約である、都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所の令和6年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、いずれも4月1日から1年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借り入れ、月に1回の交換を行うこととされている。

これらの契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借り入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。

都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。

これらは、仕様書の重要性に対する認識が不十分であったこと及び仕様要件を明確にするなど、仕様書を作成する際の検討が不十分であったことが原因である。

現状では、仕様書に基づかない運用により不必要な支出が生じるリスク、及び契約手続の公平性及び透明性が確保されず、市民からの信頼を損ねるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。

4 検査の記録を残すよう改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

契約規則第 51 条には、検査について次の内容が規定されている。

- ・ 検査を完了したときは、検査職員は、検査調書を作成しなければならない。（第 1 項）
- ・ 契約金額が 400,000 円以下の契約で契約管財局長が検査調書を作成する必要がないと認めるものについては、これを省略することができる。（第 3 項）

また、契約管財局が作成した契約事務の手引には、検査について、対外的な説明を果たすためには、プロセスを記録、保存することも求められることから、検査調書を省略した場合でも、契約の証拠となる関係書類として、当該契約相手方から納品書又は納品書に準ずる書類（以下「納品書等」という。）の提出を受け、検査職員が確認することとされている。

さらに、納品書等に検査した旨とその日付を記載することをもって検査調書に代える取扱いとし、整理・保存についても、検査調書と同様の取扱いとするとしている。

大阪港湾局の調査対象契約である「令和 6 年度南港魚つり園護岸附設トイレ借入」の物品借入契約書では、賃貸借料金は当月分を翌月以降に、発注者に対して請求することができること、請求は、発注者が当月分の給付について行う検査に合格したのちでなければすることができないと定めている。

今回の監査で、検査に関する書類を確認したところ、調査対象契約は検査調書を省略できる契約であったが、検査調書そのものは作成されておらず、また、それに代わる、検査した旨とその日付を記載した納品書等の書類も確認できなかった。

大阪港湾局によると、南港魚つり園の運営受託者からの日報により借入物の存在を確認しており、毎月末の日報により検査を行っているとのことであったが、日報には検査職員が検査した旨とその日付の記載がなかった。

これは、物品借入契約に関する検査の手続についての理解が不十分であったこと、また、検査について対外的な説明を果たすためには、プロセスを記録、保存しなければならないという認識が不十分であったことが原因である。

現状では、実施した検査内容について、説明責任を果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 4]

大阪港湾局は、物品借入契約において支払をするには、検査手続を適切に実施し、検査に合格する必要があることを所属内で周知されたい。また、検査したことについて対外的な説明ができるように、日報等に検査した旨とその日付を記載するなど、検査を実施したことを確実に記録する仕組みを構築されたい。

5 契約書に基づき支出事務を行うよう是正を求めたもの

【危機管理室に対して】

危機管理室では災害発生時の対応のため宿直体制を整えており、例年、4月1日から1年間の契約期間で、寝具の借入れを行っている。

調査対象契約である「令和6年度宿直室用寝具一式の借入れ」について、物品借入契約書では、貸貸借料金の支払は「発注者が契約金額を借入期間の月数で割った額を月額貸貸借料金とし、月単位で受注者に支払うものとする。」と定めている。

今回の監査で、支出に関する書類を確認したところ、図表-1のとおり、納品された寝具の実績に応じた金額で四半期ごとに契約相手方から請求を受けて支払っており、支払った貸貸借料金の総額は契約金額と一致しているものの、月額貸貸借料金の3か月分となっていなかった。

図表-1 借入契約の支払状況

契約金額	月額貸貸借料金 ^(注)	(参考) 月額貸貸借料金× 3か月分	支払実績				合計
			第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)	
273,020円	22,751円	68,253円	69,300円	68,200円	72,512円	63,008円	273,020円

(注) 契約金額を12月で割った額(1円未満を切り捨て)

これは、支払に当たって、契約書の記載内容を確認するという意識が不十分であったことが原因である。

現状では、契約書に定める貸貸借料金と契約期間中の支払金額が相違することにより、万が一、契約期間中に契約解除となった場合、未払金や過払金が発生し、契約相手方との間で紛争が生じるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5]

危機管理室は、関係職員に対し、支払に際して、契約書等の関係書類と^{そご}齟齬がないか確認するよう周知徹底されたい。また、宿直室用寝具一式の借入契約の貸貸借料金について、契約書の支払に関する条項に基づき支払われたい。

第7 その他

留意すべき事項

本市では、監査結果を各所属における事務執行の見直しの機会とすることを目的の一つとして、例年、全所属に共通する事務を監査テーマに設定した横断監査を実施している。

その結果、第6に記載のとおり、寝具の借入契約に関する指摘事項が複数の所属で確認された。いずれも例年実施されている契約であり、定例的な契約では確認が形骸化しやすいことか

ら、類似の契約を行っている所属は、本監査の結果を踏まえ、同様の不備がないか確認し、必要に応じて見直しを行われたい。

また、本年度は、随意契約のうち、契約金額が少額となる比較見積及び特定少額契約による案件を調査対象として監査を実施した。これまでの横断監査では、主に契約金額が高額である契約を優先的に調査対象としていたことから、今回の監査では、契約金額が少額である契約を抽出し、調査対象としたものである。

今回の指摘事項の中には、事務手続において十分な確認が行われていないことが一因と思われる事例が複数見られた。契約金額が少額となる契約では、高額な契約と比較して、取り扱う件数が多いことや問題が生じた場合の財務的影響度が小さいことから、契約事務及び支出事務の各プロセスにおける確認が形式的なものとなりやすいと考えられ、今回、調査対象契約とならなかった契約においても、事務手続に誤りが生じるおそれがある。

各所属は、少額な契約においても適切かつ確実に確認を行い、契約事務及び支出事務の適正な執行を徹底されたい。